

シチズングループ
グリーン調達基準書

改訂第 13 版発行 2020 年 12 月 21 日

シチズン時計株式会社

1. 本基準書の目的

シチズングループ各社が、「グリーンお取引先」から「グリーン調達品」を優先的に購入するための基準書「シチズングループグリーン調達基準書」を定めます。

ここで「グリーンお取引先」とは、積極的に環境管理活動に取り組んでいるお取引先を示します。また、「グリーン調達品」とは、各種環境関連法規制に適合し、かつ環境負荷の少ない調達品（製品、部品、部材、調剤、原材料、梱包および副資材など）を示します。

2. 本基準書の適用範囲

適用範囲は、シチズングループ各社の製品及び製品を構成する部品・原材料、最終製品に使用する包装材、付属品等とします。

設備及び事務用品についてはこの基準書の適用外とします。

（設備及び事務用品は別途基準を設け調達します）

3. グリーン調達基準

(1) 調達品の評価

シチズングループでは、調達品の含有化学物質について、そのリスクに応じて、ランク 1 からランク 3 の基準を設けています。調達品には、そのランクに応じた含有化学物質の管理をお願いします。

1) 化学物質管理基準のランク 1

一切の含有を禁止する物質です（付属書 I に記載）。

2) 化学物質管理基準のランク 2

条件（閾値、含有部位等）付で含有を制限する物質です（付属書 II に記載）。

3) 化学物質管理基準のランク 3

含有量、含有部位が把握・管理され、その正確な情報の提供が必要とされる物質です。

原則として JAMP（アーティクルマネジメント推進協議会 Joint Article Management Promotion-consortium, URL: <https://chemsherpa.net>）で定めた化学物質管理基準にあげられた物質です（付属書 III に記載）。

(2) お取引先の評価

1) 環境管理体制

外部認証機関による認証取得（ISO14001 など）の有無にかかわらず、環境管理のシステムを持つか、または具体的な取得計画があるかを確認いたします。

2) 工程における有害物質の不使用（化学物質管理基準のランク 4）

工程におけるオゾン層破壊物質および有機塩素系洗浄剤（付属書 IV に記載）を使用していないことを確認いたします。

4. お取引先へのお願い事項

(1) グリーン調達品の確認

- ・ ランク 1 およびランク 2 の含有禁止物質を含有している調達品は購入できません。お取引様におかれましては、取引開始にあたり事前に、ランク 1 に対応した「含有禁止物質不使用保証書」およびランク 2 に対応した「非含有保証書」の提出をお願いします。提出書類は下記の URL からダウンロードしてください。

<https://www.citizen.co.jp/social/environment/green/index.html>

- ・ シチズングループへ納入される調達品については、個々の調達品について、原則として JAMP が推奨する情報伝達シート (chemSHERPA-AI/CI) の提出をお願いします。成分は 100% 開示していただくことを原則とします。開示された成分合計が 100% に満たない場合や、成分が特定できない項目 (「合成樹脂」「顔料」などと表示されているもの) がある場合は、JAMP の化学物質管理基準が変更される都度、シートの再提出をお願いすることになります。JAMP が推奨する情報伝達シート (chemSHERPA-AI/CI) については、次の URL を参照してください。

<https://chemsherpa.net/>

- ・ 個別の製品、用途により、本基準書に含まれていない内容に関する文書の提出をお願いする場合があります。

(2) お取引先の環境管理体制、工程中の有害物質不使用の確認

- ・ 「グリーン調達環境活動調査書」の提出をお願いします。
グリーン調達環境活動調査書は下記の URL からダウンロードしてください。

<https://www.citizen.co.jp/social/environment/green/index.html>

- ・ 必要に応じて、環境管理体制に関する監査・調査を実施することがあります。その際は、事前にご連絡を差し上げ、同意のもと実施させていただきます。

(3) 各種書面の提出

各社担当部門より、提出書面の種類、提出期限、提出先などを個別にご案内いたします。

(4) 提出書面の更新

法規制などの変更に伴い、各種保証書や情報伝達シートを再提出していただくことがあります。

5. 問合せ先

「シチズングループグリーン調達基準書」に関するご質問は下記へお願いします。

シチズン時計株式会社 環境マネジメント室

〒188-8511 東京都西東京市田無町 6 - 1 - 12

Phone 042-468-4908(直通)

Fax 042-468-4655

グリーン調達基準書改訂記録

初版発行	2004年6月1日
改訂第2版発行	2005年3月15日
改訂第3版発行	2006年5月24日
改訂第4版発行	2007年4月24日
改訂第5版発行	2008年4月17日
改訂第6版発行	2009年6月1日
改訂第7版発行	2010年1月27日
改訂第8版発行	2010年11月24日
改訂第9版発行	2012年9月24日
改訂第10版発行	2014年4月1日
改訂第10.1版発行	2016年4月1日
改訂第10.2版発行	2017年4月1日
改訂第11版発行	2018年8月27日
改訂第12版発行	2019年11月20日
改訂第13版発行	2020年12月21日

発行部署 シチズン時計株式会社 環境マネジメント室

付属書 I 化学物質管理基準のランク 1 に該当する含有禁止物質

対応法規制：化審法第一種特定化学物質、労安法製造禁止物質、オゾン層保護法の特定物質但し
モントリオール議定書の付属書 F を除く

	化学物質	CAS No.	主な法規制等	主な環境影響	主な用途
1	アルドリン	309-00-2	化審法(*1)	難分解性、高蓄積性	殺虫剤
2	エンドリン	72-20-8	化審法	難分解性、高蓄積性	殺虫剤
3	クロルデン類		化審法	難分解性、高蓄積性	白アリ駆除剤等
4	ディルドリン	60-57-1	化審法	難分解性、高蓄積性	殺虫剤
5	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	化審法	難分解性、高蓄積性	殺虫剤等原料
6	DDT	50-29-3	化審法	難分解性、高蓄積性	殺虫剤
7	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン		化審法	難分解性、高蓄積性	ゴム老化防止剤、スチレンブタジエンゴム
8	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール	732-26-3	化審法	難分解性、高蓄積性	酸化防止剤その他の調製添加剤潤滑油
9	トキサフェン	8001-35-2	化審法	難分解性、高蓄積性	殺虫剤、殺ダニ剤(農業用及び畜産用)
10	マイレックス	2385-85-5	化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤(樹脂、塗料、紙、電気製品等)、殺虫剤・殺蟻剤
11	ビス(トリブチルスズ)=オキシド	56-35-9	化審法	難分解性、高蓄積性	漁網防汚剤、船底塗料等
12	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 類		化審法	難分解性、高蓄積性	絶縁油等
13	ポリ塩化ナフタレン類(塩素数が2以上のもの)		化審法	難分解性、高蓄積性	機械油等
14	ジコホル		化審法	難分解性、高蓄積性	防ダニ剤
15	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	化審法	難分解性、高蓄積性	溶媒
16	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	化審法	難分解性、高蓄積性	紫外線吸収剤
17	ペルフルオロ(オクタ-1-スルホン酸)(別名 PFOS)又はその塩		化審法	難分解性、高蓄積性	撥水撥油剤、界面活性剤
18	ペルフルオロ(オクタ-1-スルホン酸)=フルオリド(別名 PFOSF)	307-35-7	化審法	難分解性、高蓄積性	PFOS の原料
19	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	化審法	難分解性、高蓄積性	農薬、副生成物
20	α-ヘキサクロロシクロヘキサン	319-84-6	化審法	難分解性、高蓄積性	リンデンの副生成物
21	β-ヘキサクロロシクロヘキサン	319-85-7	化審法	難分解性、高蓄積性	リンデンの副生成物
22	γ-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 リンデン)	58-89-9	化審法	難分解性、高蓄積性	農薬、殺虫剤
23	クロルデコン	143-50-0	化審法	難分解性、高蓄積性	農薬、殺虫剤
24	ヘキサブロモビフェニル	36355-01-8	化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
25	テトラブロモジフェニルエーテル		化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
26	ペンタブロモジフェニルエーテル		化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
27	ヘキサブロモジフェニルエーテル		化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
28	ヘプタブロモジフェニルエーテル		化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
29	エンドスルファン	115-29-7	化審法	難分解性、高蓄積性	農薬
30	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)	3194-55-6	化審法	難分解性、高蓄積性	繊維用難燃処理薬剤 防災生地・防災カーテン
31	ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類		化審法	難分解性、高蓄積性	木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
32	ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10~13で塩素の含有量が全重量の48%超のもの)		化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
33	デカブロモジフェニルエーテル		化審法	難分解性、高蓄積性	難燃剤
34	ペルフルオロオクタ酸 (PFOA) とその塩及び PFOA 関連物質		化審法	難分解性、高蓄積性	半導体用、消火剤、撥水剤
35	石綿 (アスベスト類)		労安法(*2)	発ガン性	絶縁体、充填剤、断熱材
36	ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1	労安法	発ガン性	染料、顔料

37	4-アミノジフェニル及びその塩	92-67-1	労安法	発ガン性	顔料
38	4-ニトロジフェニル及びその塩		労安法	発ガン性	染料中間体
39	ベンジジン及びその塩	92-87-5	労安法	発ガン性	染料、硬化剤
40	β-ナフチルアミン及びその塩	91-59-8	労安法	発ガン性	染料、酸化防止剤中間体
41	黄りんマッチ		労安法	発火性、急性毒性	マッチ
42	ベンゼンのり(ベンゼン 5%を超えるもの)		労安法	発ガン性	ゴムのり
43	オゾン層破壊物質(*3)		オゾン層保護法	オゾン層破壊	冷媒、発泡剤、消火剤

(*1) 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律

製造工程において第一種特定化学物質が副生することが知られています。その際にはBAT(最良可能利用技術)の原則に従って行政機関から提示される基準の遵守をお願いします。

(*2) 労働安全衛生法

(*3) 含有を禁止するオゾン層破壊物質はモントリオール議定書に従う。

付属書 II 化学物質管理基準のランク 2 に該当する含有禁止物質

対応法規制: 2011/65/EU (RoHS) Annex II、 Annex III、 Annex IV

但し Annex II は改正指令 2015/863/EU による。

	化学物質	閾値	主な有害性	主な用途
1	カドミウム及びその化合物	0.01 重量%	腎機能障害、生殖欠陥、 発ガン性	顔料、耐食性表面処理、 電池
2	六価クロム化合物	0.1 重量%	発ガン性	顔料、塗料、インク、触媒
3	鉛/その化合物	0.1 重量%	中枢神経系機能障害、 発ガン性	ゴム硬化剤、顔料、はんだ、 メッキ
4	水銀/その化合物	0.1 重量%	脳障害、精神障害	蛍光材料、電気接点材料、
5	PBB 類	0.1 重量%	生物体内蓄積性 燃焼時ダイオキシン発生	難燃剤
6	PBDE 類	0.1 重量%	生物体内蓄積性 燃焼時ダイオキシン発生	難燃剤
7	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) DEHP	0.1 重量%	環境への深刻な影響の懸念 生殖毒性	樹脂製品の可塑剤 塗料、顔料、接着剤、潤滑油 の添加剤
8	フタル酸ブチルベンジル BBP	0.1 重量%	生殖毒性	樹脂製品の可塑剤 塗料、顔料、接着剤、潤滑油 の添加剤
9	フタル酸ジブチル DBP	0.1 重量%	生殖毒性	樹脂製品の可塑剤 塗料、顔料、接着剤、潤滑油 の添加剤
10	フタル酸ジイソブチル DIBP	0.1 重量%	生殖毒性	樹脂製品の可塑剤 塗料、顔料、接着剤、潤滑油 の添加剤

・含有率を閾値以下に抑えることも可とします。(意図的の有るか否かに関わらない)

・ Annex III、 Annex IV に記載された適用除外項目は同指令に従うものとします。

対応法規制: 94/62/EC (EU 包装廃棄物指令)

閾値は、カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の 4 重金属総量で 0.01 重量%。

対応法規制: 1907/2006/EC (REACH) Annex XVII

ENTRY No.	化学物質	閾値	主な有害性	制限用途
27	ニッケル	0.88 μ g/cm ² /week	皮膚アレルギー	直接かつ長時間にわたり皮膚と接触することが想定される成形品
43・72	特定アゾ染料 ※1	30mg/kg(30ppm)	中枢神経系機能障害、 発ガン性	皮膚または口腔に直接かつ長時間接触することが想定される織物及び皮革
47	六価クロム	3mg/kg(3ppm)	発ガン性	皮膚と接触することが想定される革を含む成型品の革部分
50	多環芳香族炭化水素	1mg/kg(1ppm)	発ガン性	直接皮膚や口腔に長期や繰り返し接触するゴムやプラスチック部分を含む成形品
51	フタル酸エステル	1g/kg(1000ppm)	生殖毒性	可塑剤を含む成形品
61	フマル酸ジメチル	0.1mg/kg(0.1ppm)	発ガン性	成形品
63	鉛	500mg/kg(500ppm)	皮膚刺激性	肌に触れる時計の外装部品

・ Annex XVII の内で、弊社グループの製品に含有される恐れがあるものです。制限の詳細は原文の参照をお願いします。

※1 規制キシリジン 2 種類を含む。別表 1 の特定芳香族アミン類リストを参照してください。

表 1 特定芳香族アミン類リスト

	化学物質	CAS No.
1	0-アニシジン	90-04-0
2	2-ナフチルアミシ	91-59-8
3	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
4	4-アミノピフェニル	92-67-1
5	ベシジジン	92-87-5
6	0-トルイジン	95-53-4
7	4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
8	2,4-ジアミノトルエン	95-80-7
9	0-アミノアゾトルエン	97-56-3
10	5-ニトロ-0-トルイジシ	99-55-8
11	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
12	4,4'-メチレシジアニン	101-77-9
13	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
14	P-クロロアニリン	106-47-8
15	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
16	3,3-ジメチルベシジジン	119-93-7
17	2-メトキシ-5-メチルアニリン	120-71-8
18	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
19	4,4-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
20	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
21	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3
23	2,4-キシリジン	95-68-1
24	2,6-キシリジン	87-62-7
25	2-アミノ-5-クロロトルエン塩酸塩	3165-93-3
26	2-ナフタレンアミン酢酸	553-00-4
27	4-メトキシ-1,3-ベンゼンジアミン硫酸塩	39156-41-7
28	2,4,5-トリメチルアニリン塩酸塩	21436-97-5

付属書 III 管理対象物質

管理対象基準	chemSHERPA
日本 化審法 第一種特定化学物質	LR01
米国 有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act : TSCA) 使用禁止 または制限の対象物質 (第 6 条)	LR02
EU ELV 指令 2011/37/EU	LR03
EU RoHS 指令 2011/65/EU ANNEX II	LR04
EU POPs 規則 (EC) No 850/2004 ANNEX I	LR05
EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質) および ANNEX XIV (認可対象物質)	LR06
EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII (制限対象物質)	LR07
Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	IC01
IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	IC02

管理対象基準について

- 化審法 : 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- T S C A : 米国 有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act: TSCA)
- E L V 指令 : End of Life Vehicles Directive 使用済み自動車環境に与える負荷を低減するための EU 指令
- R o H S 指令 : Restriction of Hazardous Substances 電気・電子機器に含まれる危険物質を規定し、物質の使用を禁止する EU 指令
- P O P s 規則 : PCB、DDT 等の残留性有機汚染物質 Persistent Organic Pollutants に対する国際条約に基づく規則
- R E A C H 規則 : Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals 化学物質とその安全な使用・取扱・用途(Use)に関する EU 規則
- G A D S L : GLOBAL AUTOMOTIVE DECLARABLE SUBSTANCE LIST 自動車のライフサイクルにおける環境低減をめざした管理物質リスト
- I E C 6 2 4 7 4 : IEC (国際電気標準化会議) の TC111 委員会で定められた含有化学物質開示手順に関する国際規格

付属書 IV 化学物質管理基準のランク 4 に該当する物質で工程での使用を禁止する物質(*1)

	化学物質	主な法規制等	主な環境影響	主な用途
1	オゾン層破壊物質(*2)	オゾン層保護法	オゾン層破壊	洗浄剤、冷媒
2	有機塩素系洗浄剤(*3)	土壌汚染対策法	土壌汚染	洗浄剤

(*1) 密封された状態でのみ使用されている場合は除きます。(例：冷却装置の冷媒)

(*2) 工程での使用を禁止するオゾン層破壊物質は、モントリオール議定書に従います。

(*3) 工程での使用を禁止する有機塩素系洗浄剤は以下の通りです。

四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン